

第二期

葛飾区子ども・子育て支援事業計画

中間見直し（素案）

令和5年度・令和6年度

目次

第1章 計画の見直しについて	1
1. 子ども・子育て支援事業計画とは.....	1
2. 中間見直しと計画期間について	1
3. 策定の体制	2
第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況.....	3
1. 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況.....	3
(1) 総人口及び乳幼児人口の推移	3
(2) 出生の状況.....	4
(3) 女性労働力率	5
(4) 0歳～5歳の推計人口.....	6
(5) 教育・保育施設等の状況.....	7
第3章 計画の体制・施策の展開.....	9
1. 計画事業の新規・拡充.....	9
2. 見直し後の計画事業.....	10
第4章 量の見込み及び確保方策.....	21
1. 見直しの範囲について	21
2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策	22
(1) 中間見直しにおける教育・保育の確保方策の概要	22
(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策【区全域】	23
(3) 教育利用に係る量の見込みと確保方策	25
(4) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（4区域別）	26
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	30
(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要	30
(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画（量の見込みと確保方策）	31
参考資料.....	33
1. 第二期計画中間見直しの策定経過.....	34
2. 子ども・子育て会議.....	35
(1) 設置条例.....	35
(2) 委員名簿.....	36

第1章 計画の見直しについて

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。また、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するとともに、児童福祉法第56条の4の2の規定に基づく「市町村整備計画」を内包する計画として、平成27年3月に制定されました。

葛飾区では、平成27年3月に平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、平成30年度に見直しを行いました。現在は、令和2年3月に策定した令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）のもと、子育て支援施策を推進しています。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

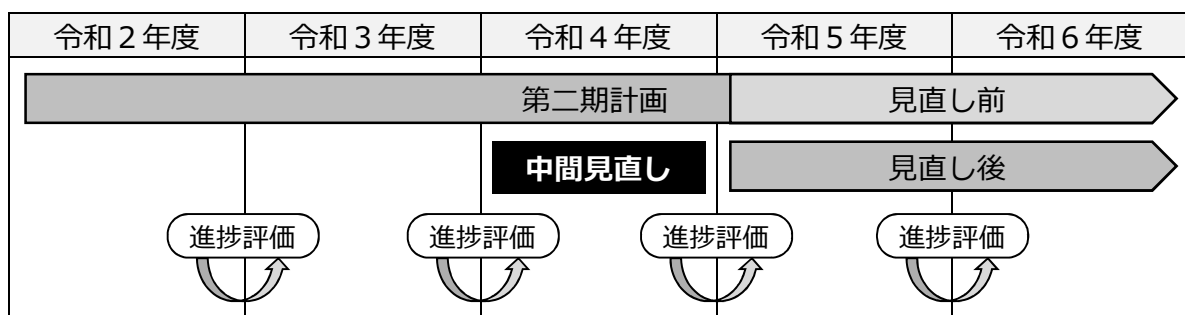
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2. 中間見直しと計画期間について

第二期計画は、5年を1期とし、令和2年度から令和6年度までを計画期間としていますが、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討することとしています。

葛飾区では、令和3年4月に待機児童ゼロを達成しましたが、同時に、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とする社会環境の変化や保護者の就労形態の多様化に伴い、当初の事業計画に定める量の見込みから乖離が生じています。

そのため、これまでの実績を基に計画を見直すことにより、保育需要の確保を地域や時代に即したものとし、引き続き、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を図っていきます。



3. 策定の体制

第二期計画の策定にあたっては、区長の附属機関として、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「葛飾区子ども・子育て会議」にて検討を実施しました。

本中間見直しについても、「葛飾区子ども・子育て会議」による議論を経て策定しました。

第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況

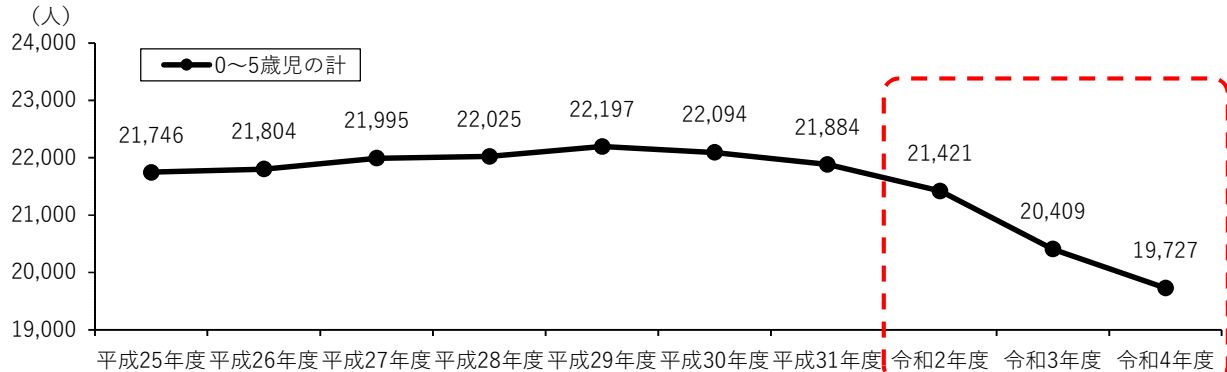
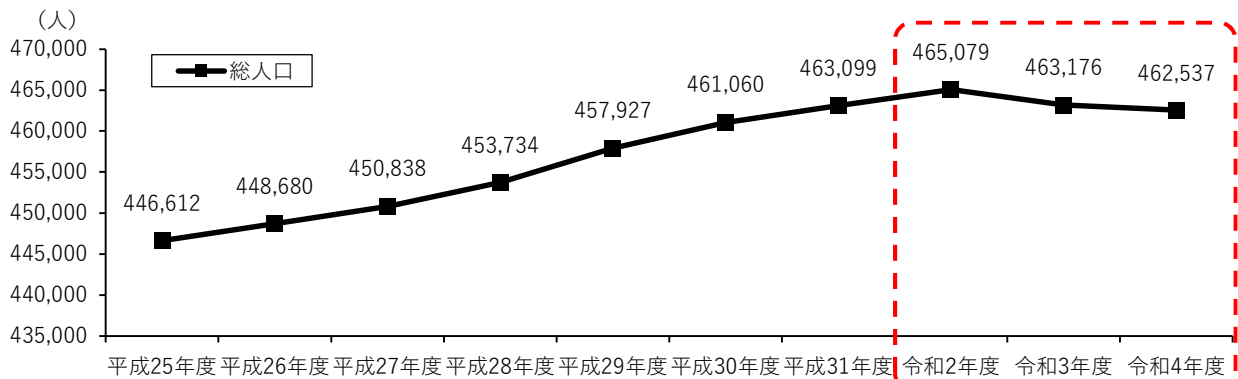
1. 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況

(1) 総人口及び乳幼児人口の推移

第二期計画書：P.4掲載

本区の総人口は、平成25年度以降、令和2年度まで増加していましたが、その後、減少に転じ、令和4年度は462,537人となっています。

0歳から5歳児人口は、平成25年度以降増加し、平成29年度には、直近10年間でピークとなり、22,197人となりましたが、その後、減少に転じ、令和4年度には19,727人となり、2万人を下回っています。



(単位：人)

年度	総人口	乳幼児(0～5歳児)人口							
		総人口に占める割合	0～5歳児の計	内訳					
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成25年度	446,612	4.87%	21,746	3,576	3,599	3,639	3,669	3,632	3,631
平成26年度	448,680	4.86%	21,804	3,619	3,682	3,607	3,624	3,657	3,615
平成27年度	450,838	4.88%	21,995	3,702	3,744	3,670	3,594	3,633	3,652
平成28年度	453,734	4.85%	22,025	3,655	3,799	3,728	3,624	3,602	3,617
平成29年度	457,927	4.85%	22,197	3,691	3,766	3,779	3,728	3,629	3,604
平成30年度	461,060	4.79%	22,094	3,521	3,723	3,763	3,730	3,761	3,596
平成31年度	463,099	4.73%	21,884	3,449	3,590	3,684	3,713	3,715	3,733
令和2年度	465,079	4.61%	21,421	3,339	3,461	3,570	3,646	3,703	3,702
令和3年度	463,176	4.41%	20,409	3,060	3,321	3,361	3,467	3,556	3,644
令和4年度	462,537	4.26%	19,727	3,025	3,143	3,298	3,334	3,429	3,498

※各年度4月1日現在。人口には外国人住民含む

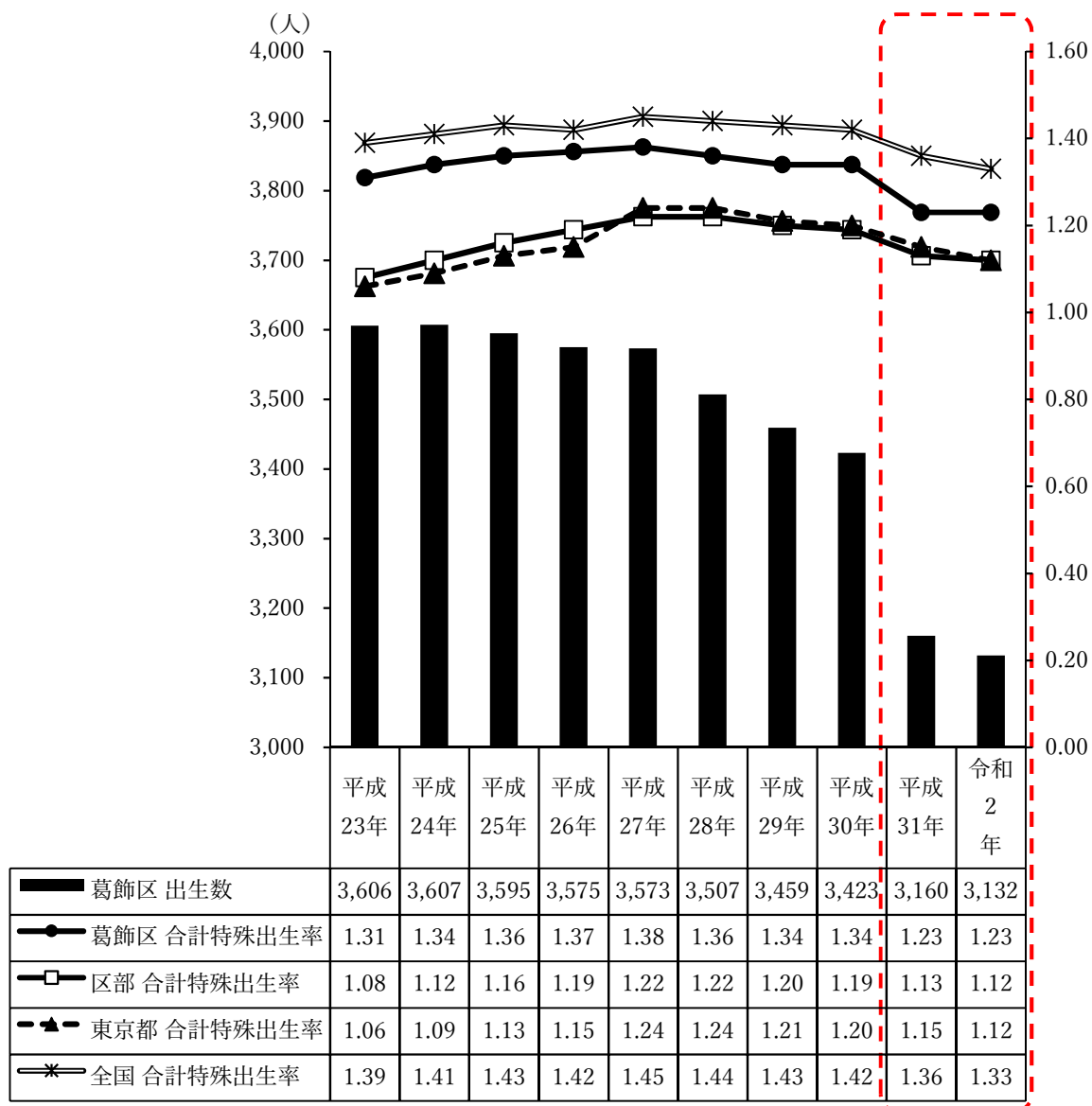
資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(2) 出生の状況

第二期計画書：P.5 掲載

本区の出生数は減少傾向で推移していましたが、特に平成 31 年に急激な減少に転じ、令和 2 年には 3,132 人になっています。

また、合計特殊出生率は区部や東京都の水準よりは高いものの、全国平均からは下回っています。平成 23 年から令和 2 年までの推移を見ると、それまでほぼ横ばいであったものが、出生数と同様に平成 31 年に急激な減少に転じ、令和 2 年には 1.23 となっています。

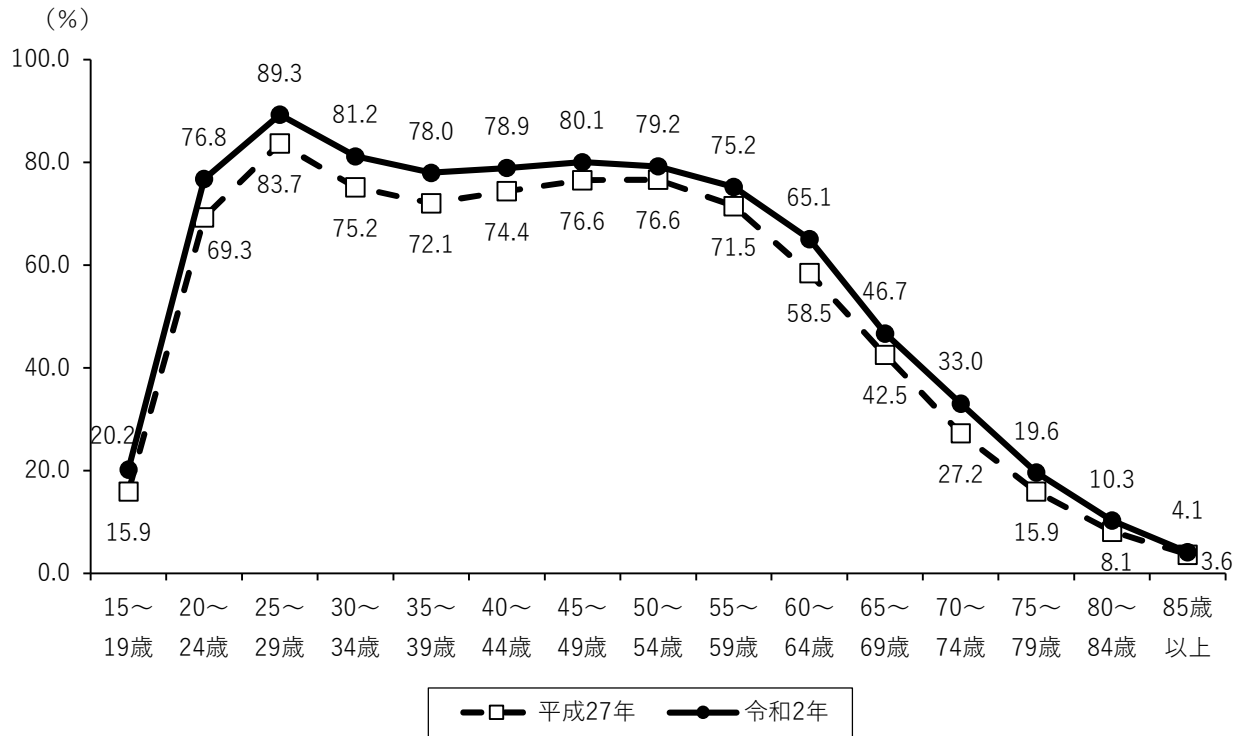


資料：東京都 人口動態統計
厚生労働省 人口動態統計

(3) 女性労働力率

第二期計画書：P.6 掲載

女性労働力率は、平成27年の国勢調査時点で大きく上昇していましたが、令和2年調査では、さらに上昇しており、特に子育て期に当たる25歳から44歳の女性の5歳階層別の労働力は、前回調査より4.5から6ポイント上昇しています。



$$\text{女性労働力率 (\%)} = \frac{\text{女性年齢5歳階層別労働力人口}}{\text{女性年齢5歳階層別人口}} \times 100$$

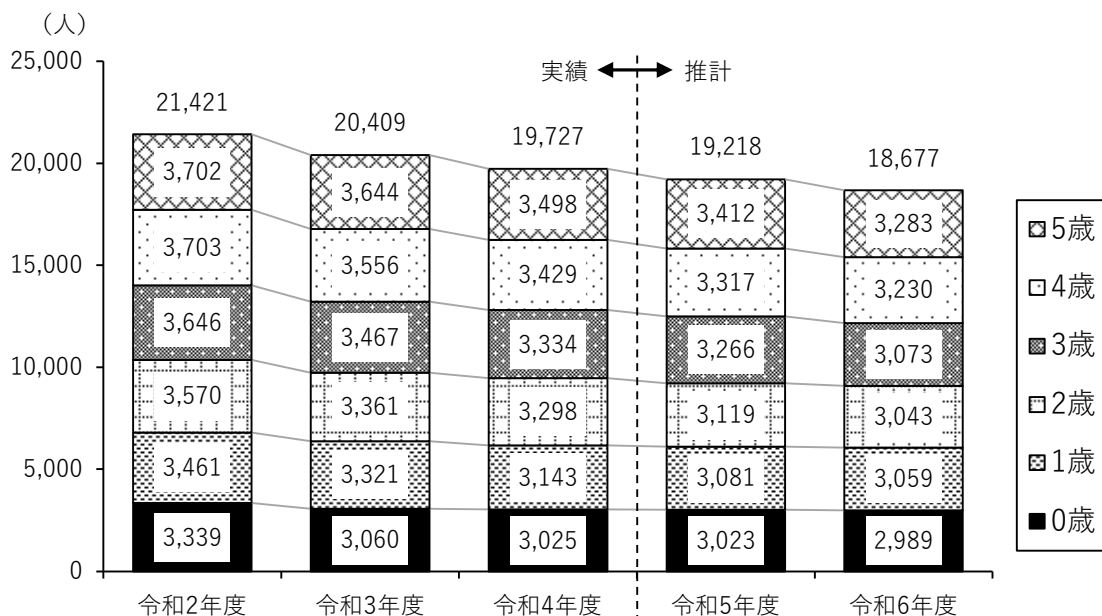
資料：総務省「国勢調査」

(4) 0歳～5歳の推計人口

第二期計画書：P.7掲載

0歳から5歳の推計人口は、当初計画では、新宿や金町等の大規模開発により、令和3年度には22,786人まで増加し、その後、微減していく見込みでした。

しかし、中間見直しでは、長引くコロナ禍の中、令和2年度以降も減少が続いており、令和6年度には18,677人となる見込みです。



(単位：人)

年齢	実績人口			推計人口	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	3,339	3,060	3,025	3,023	2,989
1歳	3,461	3,321	3,143	3,081	3,059
2歳	3,570	3,361	3,298	3,119	3,043
3歳	3,646	3,467	3,334	3,266	3,073
4歳	3,703	3,556	3,429	3,317	3,230
5歳	3,702	3,644	3,498	3,412	3,283
計	21,421	20,409	19,727	19,218	18,677

※平成30年から令和4年の各年4月1日時点の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により推計した人数に、大規模開発の影響を加味した推計値

(5) 教育・保育施設等の状況

第二期計画書：P.8掲載

①教育・保育施設数等（令和4年4月1日現在）

区内の教育・保育施設の施設数及び定員数等は以下のとおりです。認証保育所の満3歳以上を除き、全ての教育・保育施設において、在籍数は定員数を下回っており、特に満3歳以上の定員に余裕がある状況となっています。

(単位：人)

		合計	満3歳未満	満3歳以上	施設数	
幼稚園	定員数	5,430		5,430	26 か所	
	在籍数	3,567		3,567		
保育所	定員数	11,862	4,834	7,028	125 か所	
	在籍数	10,234	4,354	5,880		
認定こども園	1号認定	定員数		845	6 か所	
		在籍数		641		
	2・3号認定	定員数	481	181		300
		在籍数	427	157		270
小規模保育事業所	定員数	283	283		16 か所	
	在籍数	219	219			
家庭的保育事業所 (保育ママ)	定員数	72	72		17 か所	
	在籍数	56	56			
認証保育所	定員数	286	207	79	9 か所	
	在籍数	280	170	110		
合計	定員数	19,259	5,577	13,682		
	在籍数	15,424	4,956	10,468		

※数値は、公立・私立の合計

※定員数は、認可定員数を記載

※幼稚園及び認定こども園（1号認定分）の定員数及び在籍数は、令和4年5月1日現在

※幼稚園及び認定こども園（1号認定分）の在籍数は、満3歳以上で、区外在住者を含む

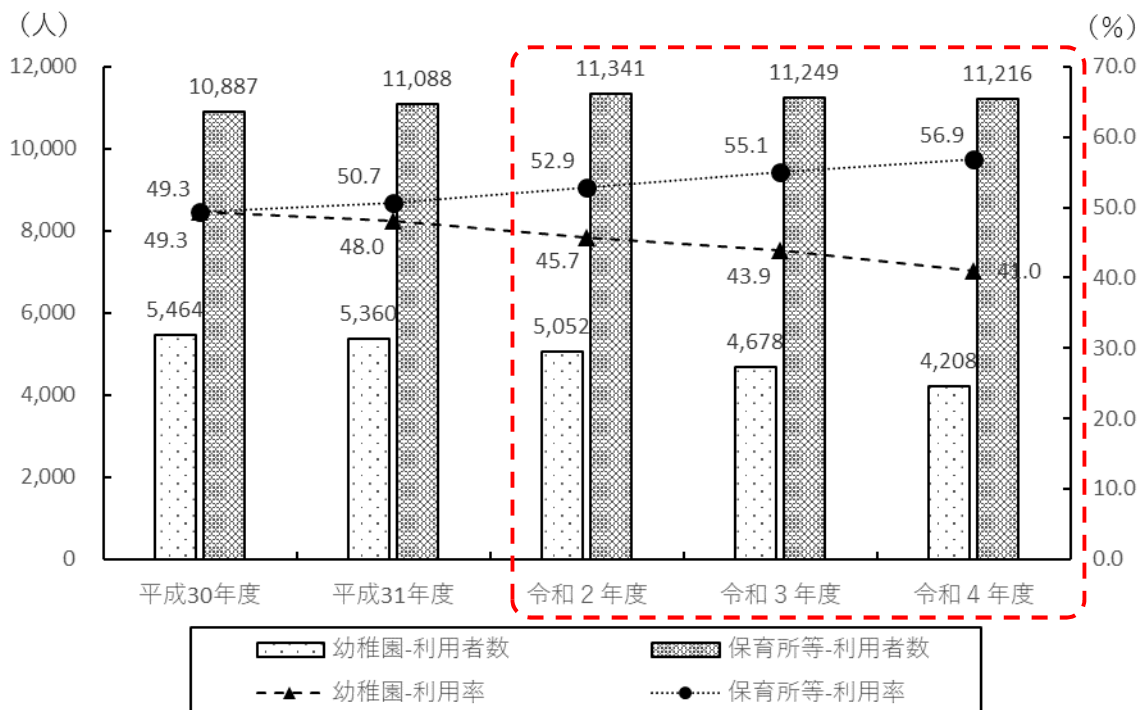
※保育所分園は、施設数には含まず、定員数及び在籍数にはそれぞれ含む

※保育所及び認証保育所の在籍数は、定員弾力化後の数

※保育所及び認証保育所の在籍数は、区外在住者を含む

②教育・保育施設の利用の推移

幼稚園と保育所等の利用率は、平成30年度は49.3%で同じ率でしたが、それ以降、幼稚園の利用率は減少傾向を示しているのに対し、保育所等の利用率は増加傾向を示しています。



年度	幼稚園			保育所等			待機児童数 (人)
	満3~5歳児人口 (人)	利用者数 (人)	利用率 (%)	満0~5歳児人口 (人)	利用者数 (人)	利用率 (%)	
平成30年度	11,087	5,464	49.3	22,094	10,887	49.3	64
平成31年度	11,161	5,360	48.0	21,884	11,088	50.7	54
令和2年度	11,051	5,052	45.7	21,421	11,341	52.9	21
令和3年度	10,667	4,678	43.9	20,409	11,249	55.1	0
令和4年度	10,261	4,208	41.0	19,727	11,216	56.9	0

【幼稚園】

※利用者数は、各年5月1日現在

※利用者数は、満3歳児以上で、区外在住者を含む

※利用者数は、認定こども園（1号認定分）利用者を含む

【保育所等】

※保育所等には、区内の保育所、認定こども園（2号・3号認定分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）及び認証保育所が含まれる

※利用者数は、各年4月1日現在

※保育所及び認証保育所の利用者数は、定員弾力化後の数

※利用者数は、区外在住者を含む

第3章 計画の体系・施策の展開

1. 計画事業の新規・拡充

「子ども・子育て支援新制度」では、区市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。これを実現するため、第二期計画では6つの基本目標のもと、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援、共働き家庭へのサポート、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現、各家庭に寄り添った社会的な自立の支援など、様々な計画事業を展開しています。

第二期計画策定後の令和2年度以降も、葛飾区では子ども・子育てに関する新たな施策や事業拡大を行っているため、計画見直しに伴い新規事業の追加及び、拡充した既存事業の修正を行いました。

これにより、『子どもの幸せを第一に考え、全ての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指していく』という基本理念の一層の実現を図っていきます。

■ 6つの基本目標

基本目標1：のびのび子育て！

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します。

基本目標2：すこやか子育て！

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

基本目標3：いきいき子育て！

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します。

基本目標4：あんしん子育て！

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます。

基本目標5：みんなで子育て！

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

基本目標6：つながる子育て！

一人一人の特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

2. 見直し後の計画事業

第二期計画書：P.15 掲載

主な事業において、

新規：第二期計画策定以降に新たに実施している事業

再編：第二期計画策定以降に事業を再編している事業

拡充：第二期計画策定以降に拡充している事業

を指します。

また、掲載事業の本文において、拡充のものについては、第二期計画掲載の内容から変更があった箇所の下線を引いています。

基本 目標	取組 方針	主な事業	
1. のびのび子育て！	(1) 教育・保育 の提供体制 の充実	1)	認可保育所・認定こども園の設置・運営
		2)	予約入園の拡大
		3)	家庭的保育事業（保育ママ）
		4)	小規模保育事業
		5)	事業所内保育事業
		6)	居宅訪問型保育事業
		7)	時間外保育事業
		8)	病児・病後児保育事業
		9)	休日保育事業
		10)	私立幼稚園の2歳児受入れの実施
		11)	私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業
		12)	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）
		拡充 13)	ベビーシッター利用支援事業（→P.14）
		14)	育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長
	(2) 在宅子育て 家庭への支 援	1)	一時預かり事業
		2)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
		3)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
		4)	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）
		5)	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
		6)	緊急一時保育事業
	(3) 教育・保 育・子育て 支援サービ スの質の向 上・充実	1)	保育士等の確保に向けた総合的な取組
		2)	民有地マッチング事業
		3)	認証保育所認可化移行支援事業
		4)	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業
		5)	学童保育クラブの開所時間の延長
		6)	学校施設を活用した放課後子ども支援事業
		7)	子育て支援情報の適切な提供
		8)	子育て支援に関するアンケートの実施
		9)	利用者支援事業
		10)	多様な主体の参入促進事業
		11)	子育て支援員の育成・活用
		12)	指導検査体制の強化
	(4) 子育て世帯 への経済的 支援	1)	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）
		2)	私立幼稚園等園児保護者に対する補助金
		3)	認証保育所の保育料保護者負担軽減
		4)	児童手当等事業
		5)	実費徴収に係る補正給付を行う事業
		6)	食材料費の保護者負担軽減
		新規 7)	多胎児家庭支援事業（→P.14）

基本目標	取組方針	主な事業	
	2. すこやか子育て！	(1) 母子の健康づくりの推進	拡充 1)
2)			妊婦歯科健康診査
3)	特定不妊治療費の助成		
4)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)		
5)	乳幼児健康診査		
6)	親と子の心の健康づくり		
7)	ハローベビー教室 (母親学級)・パパママ学級		
8)	育児グループの育成・支援		
9)	疾病の早期発見・早期対応		
10)	はしかの予防対策		
11)	結核の予防接種		
12)	アレルギー相談の実施		
13)	アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発		
14)	栄養教育の実施		
	拡充 15)	親と子の食育推進事業 (→P.15)	
	16)	すくすく歯育て支援事業	
	17)	健康づくり健康診査	
	拡充 18)	子ども医療費助成事業 (→P.15)	
	19)	入院助産	
	20)	小児初期救急平日夜間診療事業	
	21)	産後ケア体制の整備	
	22)	新生児聴覚検査費助成	
	(2) 相談支援体制の充実	1)	子どもと親に対する相談・支援の実施
		2)	就学前の子どもの発達相談
		3)	特定妊婦等電話相談事業
		4)	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業) (再掲)
		5)	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) (再掲)
		6)	悩みごと相談の実施
		7)	ゆりかご葛飾
		8)	若者支援体制の整備
3. いちご子育て！	(1) 仕事と子育ての両立支援	1)	企業向けセミナー
		2)	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
3)		ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	
4)		ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	
5)		事業所向け啓発情報誌の発行	
6)		男性の家庭生活への参画支援事業	
7)		再就職講座	

基本目標	4. あんしん子育て！	取組方針	主な事業	
			(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	1) 赤ちゃんの駅事業 2) 子ども未来プラザの整備 3) 遊びや生活を通じた子どもの健全育成 4) 歩道勾配改善事業 5) 「だれでもトイレ」の設置 6) 乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり 7) かつしか子ども応援事業
		(2) 子どもの安全の確保	1) 地域安全活動支援事業（安全・安心情報メール） 拡充 2) 交通安全運動の推進（→P.16） 3) 安心・安全な公園づくり 4) 公園の安全点検 5) 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援 6) 公共施設の不適合ブロック塀等の撤去・改修 7) 妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり	

基本目標	5. みんなで子育て！	(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成	再編 1) 総合的な学力向上事業（→P.17）
			2) 体力向上のための取組
			3) 特色ある学校づくり推進
			4) 教員の資質・能力の向上
			5) 葛飾スタンダードの推進
			6) 教育情報化の推進
			再編 7) 不登校対策プロジェクト（→P.17）
			再編 8) いじめ防止対策プロジェクト（→P.18）
			9) 連続する学びの場の充実（幼保小・小中・中高連携教育の推進）
			10) 学校施設の改築
			11) 理数教育の充実
			拡充 12) 特別支援教育の充実（→P.18）
			拡充 13) かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）（→P.19）
			14) 日本語指導の充実
			15) 学習センター（学校図書館）の整備
		(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援	1) 乳幼児とのふれあい体験事業
			2) 家庭教育関連事業
			3) 家庭教育講座
			4) 部活動の充実
			5) 食育リーダー研修会
			6) 地域の子ども会活動の充実
			7) 青少年の地域参画の推進
8) 青少年対象事業			
9) 図書館のヤングアダルトコーナーの充実			
10) 中学生職場体験事業			
11) 学校地域応援団活動支援事業			
12) 放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）			
13) 子ども食育クッキング			
14) かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備			
15) かつしか区民大学			
16) 地域の子育てボランティアの活用			
17) 子育て支援ボランティア派遣事業			
18) ブックスタート事業			
19) セカンドブック事業			
拡充 20) かつしかっ子ブック事業（→P.19）			
21) 産業教育の充実			
22) 子ども・若者活動団体支援			

基本目標	取組方針	主な事業	
6. じながる子育て！	(1) 児童虐待防止対策の推進	1)	養育支援訪問事業
		2)	要保護児童対策地域協議会
		3)	要支援児童一時預かり事業
		4)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲）
		5)	子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲）
		6)	特定妊婦等電話相談事業（再掲）
		7)	子育て支援ボランティア派遣事業（再掲）
		8)	配偶者暴力防止事業
		9)	児童相談所の設置
	(2) 障害児支援施策の推進	1)	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ
		2)	5歳児健康診査事業
		3)	就学前の子どもの発達相談（再掲）
		4)	障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減
		5)	障害児通所給付（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
		新規 6)	居宅訪問型児童発達支援事業（→P.20）
		7)	障害児に関するサービス利用計画作成
		8)	児童発達支援センターの整備支援
		9)	子ども発達センター事業
		10)	保育所等訪問支援事業
		11)	特別支援教育の充実（再掲）
	(3) ひとり親家庭に対する支援の充実	1)	ひとり親家庭の総合支援の実施
		2)	ひとり親家庭等医療費助成
		3)	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業
		新規 4)	養育費の受け取り支援事業（→P.20）

基本目標 1 : のびのび子育て！

(1) 教育・保育の提供体制の充実

拡充	13) ベビーシッター利用支援事業	拡充年度：令和3年度～
■ 第二期計画書：P.26 掲載		所管課：子育て支援課
【事業概要】 0～2歳児までの入所保留通知を所持している児童の保護者又は育児休業を満了した保護者が対象だったものを、日常生活上の突発的な事情等による利用も対象とし、保育対象児童も5歳児までに拡大して、利用料の一部を助成します。		
【取組の方向】 ベビーシッターによる保育を必要としている保護者に対し、保育料の助成を行うことで子育て家庭を支援します。		

(4) 子育て世帯への経済的支援

新規	7) 多胎児家庭支援事業	開始年度：令和3年度～
■ 新規掲載事業		所管課：保健センター、育成課
【事業概要】 家事支援や外出時の補助を行う家庭サポーターを派遣するとともに、面接及び母子保健事業利用時の移動に要する費用を助成します。		
【取組の方向】 多胎児を養育する家庭に特有の負担・困難に対して支援を行い、多胎児家庭が安心して子育てすることのできる環境を整備します。		

基本目標 2 : すこやか子育て！

(1) 母子の健康づくりの推進

拡充	1) 妊婦健康診査事業	拡充年度：令和4年度～
第二期計画書：P.40 掲載		所管課：子ども家庭支援課
【事業概要】 妊婦健康診査 14 回と超音波検査・子宮頸がん検診費用の一部を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させます。 令和4年度から、多胎妊娠の方が14回より多い回数の妊婦健診を受診した場合、事後申請により追加で15～19回分を償還払いすることとし、より制度を拡充いたします。		
【取組の方向】 定期的に妊婦健康診査を受診することにより、安全な出産ができるようにします。		

拡充	15) 親と子の食育推進事業	拡充年度：令和3年度～
第二期計画書：P.44 掲載		所管課：健康づくり課、保健センター
【事業概要】 幼児向け食事バランスガイドコマの貸出しや教材の提供を通して、保育所等における食育の推進を支援します。 また、家庭での食育を推進するため、3歳児健診で幼児向けと保護者向けの食育教材を配布し、普及啓発を図ります。		
【取組の方向】 引き続き、園児と保護者に対し、食育の知識を普及します。		

拡充	18) 子ども医療費助成事業	拡充年度：令和5年度～
第二期計画書：P.45 掲載		所管課：子育て支援課
【事業概要】 高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童に対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。		
【取組の方向】 引き続き、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。		

基本目標 4 : あんしん子育て！

(2) 子どもの安全の確保

拡充	2) 交通安全運動の推進	拡充年度：令和4年度～
第二期計画書：P.58 掲載		所管課：交通政策課、交通安全対策担当課
【事業概要】 交通安全のための知識の向上、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車乗車時のヘルメット着用等、自転車の安全利用の推進のために、広報かつしか等による周知、交通安全運動、交通安全教室により、子どもと子育て家庭の交通事故防止を推進します。令和4年度からは、中学校にのみ実施していた交通安全教室を、小学校から高校までに拡大します。		
【取組の方向】 事業概要の趣旨を踏まえて、引き続き、着実に事業を推進します。		

基本目標 5 : みんなで子育て！

(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

再編	1) 総合的な学力向上事業	再編年度：令和3年度～
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第二期計画書：P.63 掲載</div>		所管課：指導室
<p>【事業概要】 これまでの学力向上の取組をさらに発展させるとともに、子ども一人一人の学びの充実、授業の充実、教員の指導力向上を図ります。</p> <p>【取組の方向】 ICTの活用による子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、情報活用能力の向上のための取組を進めます。また、ICTを活用した教員の指導力向上や、PDCAサイクルに基づいた授業改善の取組を推進します。さらに、小学校の学習指導補助員の配置、中学校における家庭学習の取組、タブレット端末を活用した自学自習の取組を総合的に進めます。</p>		

※第二期計画では「葛飾学力伸び伸びプランの推進」として掲載。

再編	7) 不登校対策プロジェクト	再編年度：令和3年度～
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第二期計画書：P.65 掲載</div>		所管課：学校施設担当課、学務課、 学校教育支援担当課
<p>【事業概要】 不登校やその傾向にある子ども一人一人の状況に応じた支援策について、教員経験者と心理専門員が学校と定期的に協議し、学校が家庭と連携して子どもの将来に向けた社会的な自立を支援します。</p> <p>また、登校できない状況にある子どものため、「ふれあいスクール明石（適応指導教室）」を運営するとともに、登校はできるものの教室に入ることができない子どもを支援するための「校内適応教室」を計画的に増設していきます。</p> <p>【取組の方向】 令和2年度の不登校児童・生徒の出現率は、小・中学校共に増加していますが、復帰率は小・中学校共に増加しています。不登校は、その要因や背景が多様化、複雑化していることから、今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性のあるスタッフとの連携を強化し、適切な支援策を講じます。</p> <p>適応指導教室（ふれあいスクール明石）において様々な要因等により、登校できない状況にある児童・生徒に対して、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行います。</p> <p>校内適応教室を10校から12校に増設し、登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の学級復帰を支援します。また、令和6年度に向けて新たな2校の増設準備を進めます。</p>		

※第二期計画では「いじめ・不登校への対応」として掲載。

再編	8) いじめ防止対策プロジェクト	再編年度：令和3年度～
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第二期計画書：P.65 掲載</div>		所管課：学校教育支援担当課
<p>【事業概要】</p> <p>区、学校、地域が連携・協力して、いじめ防止の徹底を図るほか、いじめの兆候が見えた場合は、当該学校において速やかに学校いじめ対策委員会で協議し、早期に組織的な対応を行います。</p> <p>また、学校の適切な初動対応のため、引き続き学校現場の相談を受け、問題解決を図るためのスクールロイヤーを配置します。</p> <p>【取組の方向】</p> <p>令和2年度はいじめの解消率については中学校は増加した一方、小学校は減少しています。また、本区はいじめの認知件数は、小・中学校共に減少傾向であり、学校において積極的にいじめを認知する意識の向上と解消への取組が課題であり、「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」の活用を行い、解消率の向上を図ります。</p> <p>総合教育センター内に「スクールロイヤー」を配置し、複雑化するいじめの問題等に学校が迅速かつ適切に対応するための支援を行います。</p> <p>葛飾区いじめ問題対策連絡協議会において、いじめに適切に対応するため、関係機関との連携を図るとともに、本区はいじめ防止等の対策について協議していきます。葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会において、いじめ防止等の対策について審議します。また、いじめ防止対策推進法第28条に規定する重大事態が発生した際は迅速に対応するとともに、状況に応じて、調査を要請していきます。</p>		

※第二期計画では「いじめ・不登校への対応」として掲載。

拡充	12) 特別支援教育の充実	拡充年度：令和4年度～
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">第二期計画書：P.66 掲載</div>		所管課：学校教育支援担当課
<p>【事業概要】</p> <p>教育委員会と福祉・医療等の関係機関との、より一層の連携・協力を進め、乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した教育支援を行います。</p> <p>また、学校における子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるために、教育委員会内の体制を充実します。</p> <p>【取組の方向】</p> <p>知的障害のない、自閉症の可能性のある児童・生徒を対象に、自閉症・情緒障害特別支援学級を高砂小・中学校に加え、新たに清和小学校及び立石中学校に設置し、小・中学校各2校で実施します。</p>		

拡充	13) かつしかグローバル人材育成事業 (英語によるコミュニケーション能力育成)	拡充年度： 令和4年度～
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第二期計画書：P.66 掲載</div>		所管課：指導室
<p>【事業概要】</p> <p>これからの社会をたくましく生き抜くことができる人材を育成することを目指し、「英語によるコミュニケーション能力」を育成できる環境を整備するとともに、そこで得られた資質や能力が十分に発揮できる取組を実施します。</p> <p>【取組の方向】</p> <p>中学校では、<u>イングリッシュキャンプや中学生海外派遣、海外とのオンライン交流、英語検定料の助成等、外国語に関する学習意欲を高める取組を行います。</u></p> <p>また、小学校では、<u>体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY（東京グローバルゲートウェイ）」のプログラム体験、「English Day」を設定し、外国語科及び外国語活動の授業を積極的に公開し、充実を図ります。</u></p>		

(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援

拡充	20) かつしかっ子ブック事業	拡充年度：令和3年度～
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第二期計画書：P.74 掲載</div>		所管課：中央図書館
<p>【事業概要】</p> <p>児童が読書に親しむ機会を積極的に支援するため、教育長からのメッセージを添えた「かつしかっ子ブック」を成長の節目を迎える小学校1年生にお渡しします。入学時に、教育委員会が勧める図書リストから児童に希望の本を選んでもらい、読書手帳とともに、学校等を通じてお渡しします。</p> <p>また、<u>区内公立中学校1年生一人一人に電子書籍を活用していただくため利用者IDとパスワードを配布し、電子書籍の積極的な利用を支援するため職員が中学校を訪問し利用の説明を行います。</u></p> <p>【取組の方向】</p> <p>ブックスタート、セカンドブックの2つの事業とともに、年齢にふさわしい本を1冊渡し、この事業を機会に読書に親しんでもらえるように努めます。</p>		

基本目標 6 : つながる子育て！

(2) 障害児支援施策の推進

新規	6) 居宅訪問型児童発達支援事業	開始年度：令和4年度～
■ 新規掲載事業		所管課：障害者施設課
【事業概要】 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童な重度障害のある児童に対し、子ども発達センターの職員が居宅を訪問し、訓練等の支援をすることで、社会生活の幅が広がることを目指します。		
【取組の方向】 居宅を訪問し、訓練等を提供し発達を促します。		

(3) ひとり親家庭に対する支援の充実

新規	4) 養育費の受け取り支援事業	開始年度：令和3年度～
■ 新規掲載事業		所管課：子ども応援課
【事業概要】 ひとり親世帯の経済的負担の軽減や子どもが健やかに成長できるよう、養育費の取決めの重要性を啓発するとともに、公正証書の作成に係る費用や、養育費立替保証に係る契約に必要となる初回の保証料の一部を助成します。		
【取組の方向】 子どもが家庭の事情に左右されず、安定した生活を送れるように養育費の受け取りについて支援を行います。		

第4章 量の見込み及び確保方策

1. 見直しの範囲について

今回の見直しでは、特に乳幼児人口の推計が実績と乖離していたことから、「教育・保育の量の見込み及び確保方策」の全般を見直すとともに、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」についても、第二期計画策定後の事業実績を反映して計画値を見直しました。見直しの内容は以下のとおりです。

①教育・保育の量の見込み及び確保方策

新型コロナウイルス感染症拡大後の出生数の動向を踏まえて見直した乳幼児人口推計（P.6）をもとに、現在の教育・保育需要を反映させて、全区域において量の見込みを見直しました。

確保方策は、令和4年4月時点の教育・保育定員に今後の整備見込みを加えた定員量としています。

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業に該当する以下の13事業について、見直し後の乳幼児人口推計や事業実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大後の影響も鑑み、下線のある事業について量の見込みと確保方策を見直しました。

1. 利用者支援事業
2. 時間外保育事業
3. 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）
4. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
5. 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
6. 一時預かり事業
7. 病児・病後児保育事業
8. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
9. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
10. 養育支援訪問事業
11. 妊婦健康診査事業
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な主体の参入促進事業

（一重線は量の見込みのみ見直し、二重線は量の見込み・確保方策ともに見直し）

2. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 中間見直しにおける教育・保育の確保方策の概要

第二期計画書：P.89 掲載

(単位：人)

確保方策(定員)	区域	計画 開始時	第二期計画値			令和4年 4月時点 実績	見直し後の 確保方策		増減
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度		令和 5年度	令和 6年度	
1 教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	区全域	11,822	12,235	12,807	13,021	12,343	12,422	12,422	600
	東部	2,759	2,886	3,018	3,018	2,898	2,886	2,886	127
	西部	3,582	3,582	3,582	3,672	3,596	3,612	3,612	30
	南部	3,327	3,471	3,591	3,655	3,463	3,532	3,532	205
	北部	2,154	2,296	2,616	2,676	2,386	2,392	2,392	238
2 地域型保育事業 (小規模保育事業、 家庭的保育事業等)	区全域	369	387	406	424	355	336	336	-33
	東部	3	21	21	21	3	3	3	0
	西部	154	154	154	172	149	149	149	-5
	南部	152	152	171	171	152	133	133	-19
	北部	60	60	60	60	51	51	51	-9
3 その他(認証保育所)	区全域	289	289	289	289	286	286	286	-3
	東部	30	30	30	30	34	34	34	4
	西部	178	178	178	178	170	170	170	-8
	南部	81	81	81	81	82	82	82	1
	北部	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	区全域	12,480	12,911	13,502	13,734	12,984	13,044	13,044	564

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策【区全域】

<表の見方>

③ 利用見込み数（一つの表に教育・保育が併記される場合のみ、区分を明記）

② 支給認定／年齢区分
 ・第1号＝教育利用（満3歳以上）
 ・第2号＝保育利用（満3歳以上）
 ・第3号＝保育利用（満3歳未満）

① 計画年度

(単位:人)

【見直し】 令和5年度	支給認定区分	第1号	第2号	第3号		
	年齢	満3歳以上		満3歳未満		
	区分	教育		保育		
				1・2歳	0歳	
	見直し後の 量の見込み	3,588	511	6,002	4,016	1,078
		4,099		11,096		
確保 方策	教育・保育施設	2,029	7,368	3,947	1,107	
	地域型保育施設		0	281	55	
	その他	4,255	79	163	44	
	確保合計	6,284		7,447	4,391	1,206
				13,044		

④ 施設・事業区分
 ・教育・保育施設：新制度に移行した幼稚園、保育所、認定こども園
 ・地域型保育事業：小規模保育事業所、家庭的保育事業所
 ・その他：認証保育所、幼稚園（第1号のみ）

⑤ 利用見込み数③に対する教育・保育施設、地域型保育事業における確保定員数

⑥ 利用見込み数③に対する幼稚園における確保定員数

⑦ 利用見込み数③に対する認証保育所における確保定員数

⑧ 確保定員数の合計

(単位:人)

【見直し】 令和5年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	年齢		満3歳以上		満3歳未満		
	区分		教育		保育		
	見直し後の 量の見込み		3,588	511	6,002	4,016	1,078
			4,099	11,096			
確保 方策	教育・保育施設		2,029		7,368	3,947	1,107
	地域型保育施設				0	281	55
	その他		4,255		79	163	44
確保合計			6,284		7,447	4,391	1,206
					13,044		

【見直し】 令和6年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	年齢		満3歳以上		満3歳未満		
	区分		教育		保育		
	見直し後の 量の見込み		3,441	490	5,753	3,952	1,066
			3,931	10,771			
確保 方策	教育・保育施設		2,029		7,368	3,947	1,107
	地域型保育施設				0	281	55
	その他		4,255		79	163	44
確保合計			6,284		7,447	4,391	1,206
					13,044		

(3) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

第二期計画書：P.92 掲載

(単位:人)

【見直し】 令和5年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢		満3歳以上	
	見直し後の 量の見込み		3,588	511
			4,099	
	確保 方策	教育・保育施設	2,029	
		その他	4,255	
確保合計		6,284		

【見直し】 令和6年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢		満3歳以上	
	見直し後の 量の見込み		3,441	490
			3,931	
	確保 方策	教育・保育施設	2,029	
		その他	4,255	
確保合計		6,284		

(4) 保育利用に係る量の見込みと確保方策（4区域別）

第二期計画書：P.94 掲載

東部地域

(単位:人)

【見直し】 令和5年度	支給認定区分		第2号	第3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳未満	
				1・2歳	0歳
見直し後の 量の見込み			1,312	843	229
			2,384		
確保 方策	教育・保育施設		1,700	938	248
	地域型保育施設		0	2	1
	その他		10	19	5
確保合計			1,710	959	254
			2,923		

【見直し】 令和6年度	支給認定区分		第2号	第3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳未満	
				1・2歳	0歳
見直し後の 量の見込み			1,229	836	229
			2,294		
確保 方策	教育・保育施設		1,700	938	248
	地域型保育施設		0	2	1
	その他		10	19	5
確保合計			1,710	959	254
			2,923		

西部地域

(単位:人)

【見直し】 令和5年度	支給認定区分		第2号	第3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳未満	
				1・2歳	0歳
見直し後の 量の見込み		1,869	1,276	369	
		3,514			
確保 方策	教育・保育施設		2,122	1,164	326
	地域型保育施設		0	126	23
	その他		51	93	26
確保合計		2,173	1,383	375	
		3,931			

【見直し】 令和6年度	支給認定区分		第2号	第3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳未満	
				1・2歳	0歳
見直し後の 量の見込み		1,812	1,263	367	
		3,442			
確保 方策	教育・保育施設		2,122	1,164	326
	地域型保育施設		0	126	23
	その他		51	93	26
確保合計		2,173	1,383	375	
		3,931			

南部地域

(単位:人)

【見直し】 令和5年度	支給認定区分		第2号	第3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳未満	
				1・2歳	0歳
見直し後の 量の見込み			1,618	1,116	295
			3,029		
確保 方策	教育・保育施設		2,149	1,084	299
	地域型保育施設		0	111	22
	その他		18	51	13
確保合計			2,167	1,246	334
			3,747		

【見直し】 令和6年度	支給認定区分		第2号	第3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳未満	
				1・2歳	0歳
見直し後の 量の見込み			1,573	1,084	287
			2,944		
確保 方策	教育・保育施設		2,149	1,084	299
	地域型保育施設		0	111	22
	その他		18	51	13
確保合計			2,167	1,246	334
			3,747		

北部地域

(単位:人)

【見直し】 令和5年度	支給認定区分		第2号	第3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳未満	
				1・2歳	0歳
見直し後の 量の見込み		1,203	781	185	
		2,169			
確保 方策	教育・保育施設		1,397	761	234
	地域型保育施設		0	42	9
	その他		0	0	0
確保合計		1,397	803	243	
		2,443			

【見直し】 令和6年度	支給認定区分		第2号	第3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳未満	
				1・2歳	0歳
見直し後の 量の見込み		1,139	769	183	
		2,091			
確保 方策	教育・保育施設		1,397	761	234
	地域型保育施設		0	42	9
	その他		0	0	0
確保合計		1,397	803	243	
		2,443			

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

第二期計画書：P.102 掲載

事業名		目標単位	計画開始時	令和3年度実績	見直し後の令和6年度確保方策	増減	
1	利用者支援事業	特定型	施設数	1	1	1	0
		母子保健型	施設数	12	12	12	0
2	時間外保育事業	施設数	106	129	131	25	
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)	入会児童数	4,775	4,884	5,345	570	
4	子育て短期支援事業	ショートステイ事業	施設数	1	1	1	0
		トワイライトステイ事業	施設数	1	1	1	0
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	施設数	51	50	52	1	
6	一時預かり事業	幼稚園等	施設数	29	29	32	3
		保育所等	施設数	36	37	38	2
7	病児・病後児保育事業	施設数	11	11	11	0	
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	年間延べ利用人数	2,159	1,282	1,829	-330	
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	訪問指導員数	23	21	23	0	
10	養育支援訪問事業	事業者数	6	6	6	0	
11	妊婦健康診査事業	妊婦健診回数	14	14	14	0	
		超音波検査回数	1	2	2	1	
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、副食費の免除対象者分の補助として活用					
13	多様な主体の参入促進事業	民間事業者による 保育所等設置件数	—	2	0	12	

※計画開始時の学童保育クラブ入会児童数は平成31年4月1日現在

※計画開始時の子育て援助活動支援事業の年間延べ利用人数は、平成29年度実績

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)

第二期計画書：P.103 掲載

事業名		実施時期(年度)		計画値			見直し		
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
1	利用者支援事業	特定型	量の見込み	(施設数)	1	1	1	見直しなし	
			確保方策	(施設数)	1	1	1	見直しなし	
		母子 保健型	量の見込み	(施設数)	12	12	12	見直しなし	
			確保方策	(施設数)	12	12	12	見直しなし	
2	時間外保育事業	量の見込み	(人)	3,388	3,388	3,388	3,573	3,584	
			(施設数)	127	127	127	131	131	
		確保方策	(施設数)	113	123	127	131	131	
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)	内訳	量の見込み	(人)	5,278	5,278	5,278	5,251	5,345
			小学校1年生	1,757	1,757	1,757	1,798	1,830	
			小学校2年生	1,647	1,647	1,647	1,635	1,664	
			小学校3年生	1,293	1,293	1,293	1,262	1,284	
			小学校4年生	449	449	449	430	438	
			小学校5年生	100	100	100	97	99	
		小学校6年生	32	32	32	29	30		
確保方策	(人)	4,875	4,975	5,075	5,251	5,345			
4	子育て短期支援事業	ショート ステイ事業	量の見込み	(延べ人数)	604	604	604	1,058	1,058
			確保方策	(延べ人数)	1,795	1,795	1,795	見直しなし	
				(施設数)	1	1	1	見直しなし	
		トワイライト ステイ事業	量の見込み	(延べ人数)	244	244	244	311	311
			確保方策	(延べ人数)	3,590	3,590	3,590	見直しなし	
				(施設数)	1	1	1	見直しなし	
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	量の見込み	(延べ人数)	206,700	206,700	206,700	117,686	141,192	
			(施設数)	53	53	53	52	52	
		確保方策	(施設数)	52	52	52	52	52	

事業名		実施時期(年度)		計画値			見直し		
				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
6	一時預かり事業	幼稚園等	量の見込み	(延べ人数)	185,751	185,751	185,751	132,668	140,513
			内、定期 利用保育	(延べ人数)	26,250	26,250	26,250	12,917	13,681
			確保方策	(延べ人数)	124,854	140,078	155,302	132,668	140,513
				(施設数)	29	29	29	31	32
		保育所等	量の見込み	(延べ人数)	28,860	28,860	28,860	18,551	20,983
			確保方策	(延べ人数)	27,380	28,120	28,120	20,301	20,301
(施設数)	37			38	38	38	38		
7	病児・病後児保育事業	量の見込み	(延べ人数)	4,065	4,065	4,065	2,427	2,356	
		確保方策	(延べ人数)	10,368	11,328	11,328	10,560	10,560	
			(施設数)	11	12	12	11	11	
8	子育て援助活動支 援事業 (ファミリー・サポー ト・センター事業)	就学前児童 預かり	量の見込み	(延べ人数)	1,166	1,166	1,166	749	749
			就学児童 預かり	(延べ人数)	1,159	1,159	1,159	1,080	1,080
		確保方策	(延べ人数)	2,325	2,325	2,325	1,829	1,829	
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	量の見込み	(人)	3,602	3,787	3,614	2,657	2,627	
		確保方策	(訪問指導員 数)	23	23	23	見直しなし		
10	養育支援訪問事業	量の見込み	(延べ人数)	489	489	489	380	380	
			(事業者数)	6	6	6	見直しなし		
		確保方策	(事業者数)	6	6	6	見直しなし		
11	妊婦健康診査事業	量の見込み	(初回健診 数)	3,787	3,614	3,621	2,989	2,972	
		確保方策	(妊婦健診 実施回数)	14	14	14	見直しなし		
			(超音波検査 実施回数)	2	2	2	見直しなし		
12	実費徴収に係る補足給付を行う事 業	確保方策	(実施内容)	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用					
13	多様な主体の参入促進事業	量の見込み	(民間事業者 による保育所 等設置件数)	7	10	4	見直しなし		
		確保方策	(民間事業者 による保育所 等設置件数)	7	10	4	見直しなし		

參考資料

1. 第二期計画中間見直しの策定経過

<葛飾区子ども・子育て会議>

開催年月		主な議題
第37回 子ども・子育て会議	令和4年6月29日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて ○ 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方
第38回 子ども・子育て会議	8月29日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況の更新について ○ 乳幼児人口推計の見直し(案)について ○ 量の見込みと確保方策の見直し(案)について
第39回 子ども・子育て会議	11月2日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間見直し(素案)について

<葛飾区子ども・子育て会議作業部会>

開催年月		議題
令和4年度第1回 作業部会	令和4年7月29日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況の更新について ○ 乳幼児人口推計の見直しについて ○ 量の見込みの算出方法(案)について
令和4年度第2回 作業部会	令和4年8月22日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況の更新について ○ 乳幼児人口推計及び量の見込みと確保方策の見直し(案)について
令和4年度第3回 作業部会	令和4年10月19日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量の見込み及び確保方策(13事業)の見直しについて ○ 計画事業の見直しについて

<議会報告>

開催年月		議題
保健福祉委員会	令和4年6月9日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

※第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の見直しに係る会議のみ掲載しています。

※令和5年3月末日までの会議を、随時反映していきます。

2. 子ども・子育て会議

(1) 設置条例

葛飾区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 19 日
条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、葛飾区長(以下「区長」という。)の附属機関として、葛飾区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる者のうちから区長が指名し、副会長は互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(2) 委員名簿 (令和4年4月1日現在)

No	氏名	所属団体等	区分
◎ 1	石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授	学識経験者
○ 2	二宮 祐子	和洋女子大学家政学部家政福祉学科 准教授	
3	阿部 恵	道灌山学園保育福祉専門学校 保育部長	
4	今井 ルミ子	葛飾区子ども会育成会連合会	事業者・ 団体
5	岩城 堅司	葛飾区自治町会連合会	
6	上田 郁子	かつしか女性会議	
7	遠藤 隆浩	東京商工会議所葛飾支部	
8	加藤 和成	葛飾区私立幼稚園連合会	
9	黒沢 富子	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会	
10	小林 綾	連合葛飾地区協議会	
11	齋藤 美江子	児童養護施設(社会福祉法人共生会)	
12	佐野 靖子	葛飾区手をつなぐ親の会	
13	鈴木 康之	葛飾区私立保育園連盟	
14	園部 恭子	公益社団法人葛飾区歯科医師会	
15	高橋 広美	葛飾区私立学童保育クラブ連盟	
16	坪井 博一	かつしか子育てネットワーク	
17	津村 寿子	葛飾区民生委員児童委員協議会	
18	中山 芳子	葛飾区青少年委員会	
19	二葉 昭二	葛飾区私立幼稚園連合会	
20	星 英壽	葛飾区私立保育園経営者協議会	
21	三尾 仁	一般社団法人葛飾区医師会	
22	大内 早織	公募区民	区民
23	加島 留菜	公募区民	
24	三枝 千尋	公募区民	
25	田中 真央	公募区民	

◎ : 会長、○ : 副会長